

生 総 発 第 3 9 3 9 号
令 和 4 年 8 月 2 4 日

「こども110番の家」実施事業者 各位

愛 知 県 警 察 本 部
生 活 安 全 総 務 課 長

防犯カメラの設置による子供の安全対策への御協力（依頼）

日頃は、警察行政各般にわたり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県警察では、県民、自治体、事業者等の方々と一体となり、地域の安全・安心に向けて各種防犯対策を推進しているところであり、事業者の方々には、犯罪の抑止効果が高い防犯カメラの設置について、特にお願いをしているところでもあります。

一方で、現下の犯罪情勢については、警察に寄せられる子供（13歳未満の者）に対する声かけ・つきまとい等事案の情報件数が増加傾向にあるなど、通学路対策をはじめとした子供の安全対策の向上が急務となっております。

つきましては、子供を対象とする悪質な犯罪行為から子供たちを守るため、「こども110番の家」を実施されている事業者の方々におかれましては、通学路を撮影対象とした防犯カメラの設置や、既設カメラの撮影方向を通学路に向けるなどの見直しについて御検討いただきたく存じますので、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、引き続き「こども110番の家」の活動趣旨を御理解いただき、子供が助けを求めて駆け込んできた際は、子供を安全な場所で保護していただくとともに、警察への通報、保護者等に御連絡くださいますようお願い申し上げます。

担当係 生活安全総務課
防犯対策第二係
電話番号 052-951-1611
内線 3055